

政策会議報告書

平成30年8月28日

報告者 経営企画部長

件名	新規事業を実施する際の手続きについて		
要旨	<p>市で行うすべての事業は、総合計画実施計画に位置づけ実施することとしています。このため、新規事業を実施するには、まず新規事業概要調書を提出していただき、審査のうえ実施計画への採択の可否を判断することとなります。</p> <p>しかしながら、審査において判断の余地がない段階に至っている事例が、いくつか見受けられます。</p> <p>つきましては、各所属において、新規事業を検討する中で、国や県、関係機関等との調整を進める際には、予め調整会議の開催や趣旨決裁による必要な合議を経るなど、適切な事務手続にご配慮くださいますよう、お願いいたします。</p>		
所管名	経営企画部 経営企画課	電話番号	04-2998-9027

※ 会議の7日前までに関係資料を添え、32部提出してください。

※ 報告書（関係資料を除く）のデータもメールで送付してください。